

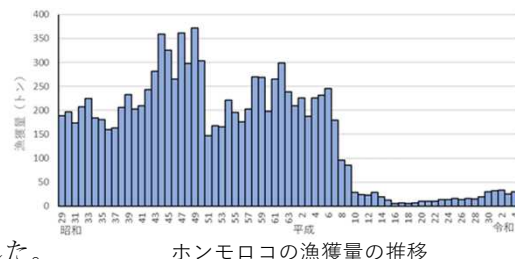
滋賀県漁業調整規則の改正の概要

滋賀県における重要水産種である**ホンモロコ**の産卵繁殖を保護するために、県内の一部河川区域（下地図）においては、滋賀県内水面漁場管理委員会指示を毎年発出して、4月と5月の2か月間**水産動物の採捕を禁止**しています。この暫定的な採捕禁止措置を固定的なものとするために、**新たに滋賀県漁業調整規則に規定**し、同規則に基づく採捕禁止措置に切り替えます。**採捕を禁止する場所および期間については、これまでと変更はありません。**



ホンモロコは琵琶湖の固有種で重要水産魚種です。

漁獲量は昭和の頃には350トンを超えることもありましたが、平成8年頃に急減し、平成16年には5トンまで減少しました。



規則改正の必要性

ホンモロコの資源水準が極めて低い状況にある中、躰光寺川、瓜生川、山本川では平成25年頃からホンモロコの親魚が春に大量に遡上して産卵するようになりました。しかし、狭い川に大量の親魚が集中するため、多数の遊漁者が詰めかけ、ホンモロコ親魚が多量に採捕されるようになりました。

水産試験場の調査によって、当該水域はホンモロコの産卵繁殖の場として重要性が高く、遊漁による採捕がホンモロコ資源に大きな影響を及ぼすことが明らかにされました。これを受けて平成29年に滋賀県内水面漁場管理委員会は、当該水域において4月、5月の水産動物の採捕を禁止する指示を発出しました。同様の指示は令和6年まで8年にわたり毎年繰り返し発出されています。

内水面漁場管理委員会指示は本来、固定的に調整することが不適当な事柄について随時に発動されるものとされています。**当該水域は、平成25年頃から毎年、ホンモロコの産卵繁殖場として大きな役割を果たしており、今後もその役割を継続的に果たすことが期待されるため、内水面漁場管理委員会指示に代えて滋賀県漁業調整規則に同じ内容の採捕禁止措置を規定し、将来にわたって固定的にホンモロコの産卵繁殖の保護に努めます。**

改正の内容

滋賀県内水面漁場管理委員会指示

今後は発出ししない

令和6年3月26日滋賀県内水面漁場管理委員会指示第2号

次の区域および期間においては、全ての水産動物の採捕をしてはならない。ただし、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者については、この限りでない。

1 禁止区域

東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域
東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域
近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域

2 禁止期間 令和6年4月1日から令和6年5月31日まで

滋賀県漁業調整規則

新たに、禁止区域（別表4）に下表を追加

区域	期間	水産動物
東近江市伊庭町にある瓜生川の目崎橋下流端から天尾橋上流端までの区域	4月1日から5月31日まで	全ての水産動物
東近江市躰光寺町にある躰光寺川の躰光寺橋下流端から大橋上流端までの区域、		
近江八幡市安土町にある山本川の西沢橋下流端から松原橋上流端までの区域		

規制する内容は全く同じ

★違反したときの罰則について

滋賀県内水面漁場管理委員会指示・・・1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金または拘留若しくは科料（漁業法第191条）（委員会指示に従うことを命ずる知事命令に違反した場合に限る）

滋賀県漁業調整規則・・・6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科（漁業法第119条3項、4項、滋賀県漁業調整規則第57条）

※令和7年6月1日からは刑法改正に伴い、「懲役」が「拘禁刑」になります。

本改正については令和7年4月1日の施行を予定しています